

関西福祉科学大学・教育後援会

学生福利厚生給付規則

(目的)

第1条 関西福祉科学大学（以下「大学」という。）教育後援会会則第2条に定める相互扶助精神及び同会則第3条に定める大学の学生の福利厚生支援を具現化するため、学生の福利厚生給付を行うことを目的とする。

(給付)

第2条 前条の目的を達成するために次の給付を行う。

- 一、学生が不慮の事故等により負傷したとき
- 二、学生が発熱、体調不良等により受診したとき
- 三、一号・二号の事由により、学生が長期療養を要するとき
- 四、家屋等が被災したとき

(給付基準)

第3条 給付対象は、下記基準に基づき審査するものとする。なお、二号、三号については一号と併給可とする。

〔傷病見舞金〕

- 一、学内外の正課中、課外活動中、学校行事中ならびに通学中及び学内にいる間、大学生に負傷もしくは疾病が発生した場合の、初診料等初回の診察に係る諸費用とし、上限80,000円とする。
- 二、負傷、疾病の状況により、搬送を必要とする場合は、治療機関、自宅又は大学までの自動車料金とし、上限5,000円とする。
- 三、一号の事由により、2週間以上の入院加療又は自宅療養を必要とする場合、見舞金を支給し、上限10,000円とする。

〔災害見舞金〕

- 四、学生および保護者（学費負担者）が居住する家屋等が罹災した場合、市町村等が発行する罹災証明書の入手可能な学生に対して、別表1に定める災害見舞金を給付する。ただし、給付は、罹災時から3ヶ月以内に申請のあった場合に限る。

(給付の決定及び報告)

第4条 給付の可否については、学生支援センター長が決定し、爾後に開催される運営委員会に報告する。本規則の適用を超える事案等について

は、教育後援会運営委員会に諮り決定する。

(給付制限)

第5条 給付の対象となる事由が本人の故意によるとき、または規則に反するときには原則として給付しない。

2 教育後援会の給付能力の限度を超える非常事態が発生したときは、役員会の決議によって給付制限を行うことができる。

(返還)

第6条 給付された学生に、不正申請又はふわしくない行為があったときは、直ちに給付金の返還を求めるものとする。

(規則の改廃)

第7条 本規則の改廃は、役員会の審議を経て総会にて決定する。

附 則

1. 本規則は、平成18年10月1日からこれを施行する。
2. 本規則の改正は、平成30年4月1日から施行する。
3. 本規則の改正は、令和6年7月1日から施行する。

別表1 災害見舞金

損壊の程度	自 宅	寄 宿 先
全焼・全壊	100,000 円	50,000 円
半焼・半壊	70,000 円	30,000 円
1/3 焼・損壊	50,000 円	10,000 円
床 上 浸 水	30,000 円	10,000 円